

第34回 ビジネス実務法務検定試験 1級 解答速報【共通問題】

※解答速報は共通問題のみとなります。

【重要】解答速報ご利用にあたっての注意事項

- 解答速報のご利用につきましては、以下内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。
- ・解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・可否)について保証するものではありません。試験の詳細につきましては、各試験機関等にお問合せください。
- ・解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- ・解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- ・解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く転用・転載することは一切禁じます。

共通問題第1問

設問 (1)

1. まず、発注者であるY社は、今回のプラント建設について、受注者であるX社に一定の性能や仕様を指定していることから、本件プラント建設に関するX社・Y社間の契約は、請負契約であると解する。

2. 本件では、出荷開始後8ヶ月にわたり生産量は要求仕様の90%にとどまっている。そこで、Y社は、X社に対して、これは不完全履行であるとして債務不履行責任(民法415条)を追及することが考えられる。しかし、この請求は認められない。以下、理由を述べる。

(1) そもそも、請負人の瑕疵担保責任の規定は、瑕疵担保責任の規定が債務不履行責任(民法415条)の一般原則に対する特則と考えられているので、仕事完成後においては、瑕疵担保責任の規定(民法634条～635条)のみが適用され、債務不履行責任は適用されない。

(2) そこで、問題は、仕事が完成したか否かの判断基準である。

工事が途中で中断し予定された最後の工程を終えない場合には工事の未完成ということになるが、他方予定された最後の工程まで一応終了し、ただそれが不完全なため修補を加えなければ完全なものとはならないという場合には仕事が完成したが仕事の目的物に瑕疵があるときに該当すると解すべきである。

(3) 本件では、X社は、予定通りに機器・設備を納入し据付工事を完了し、プラントの性能試験を実施したのであるから、仕事は完成しているものと認められる。

(4) 以上より、本件では仕事が完成している以上、債務不履行責任は発生しない。

3.そこで、Y社は、X社に対して、請負人の瑕疵担保責任に基づいて、瑕疵修補請求、損害賠償請求することが考えられる(民法634条)。請負人の瑕疵担保責任は無過失責任なので、このYの請求は認められる可能性が高い。

しかし、Y社は本件契約の解除はできない。本件プラントは土地の工作物であるので、民法635条但書の適用があるからである。

設問 (2)

1. Y社の反論として、まず、考えられるのは、同時履行の抗弁権の主張である。設問 (1) で述べたように、Y社はX社に対して損害賠償請求権を有するので、この債権と請負代金債権とは同時履行の関係に立つ(民法634条2項)。従って、Y社は民法634条2項を根拠に同時履行の抗弁権を主張する旨の反論が可能である。

2. 次に、相殺の主張も考えられる。すなわち、Y社は民法634条1項の損害賠償請求権を自働債権とし、請負代金債権を受働債権とする相殺ができ、その旨の反論が可能である。ただし、相殺により、Y社が請負代金債権の支払いを免れるのは、Y社が被った損害額に限定される。

設問 (3)

1. 本件では、プラントの生産量向上のための対策工事を事実上放棄せざるを得なくなった以上、瑕疵修補は不可能なので、Y社は民法634条1項に基づいて瑕疵修補請求はできない。そこで、Y社としては、プラントを建て替えるしかないのだが、民法635条但書との関係で、注文者の建替えに要する費用相当額の損害賠償請求が認められるか問題となる。

肯定すべきと解する。そもそも、同条但書が解除を否定したのは、何か残されるべき価値がある場合に、莫大な費用をかけた建物その他の土地工作物を撤去することとなる解除を認めることは、請負人にとって過酷であり、社会・経済上の損失も大きいからである。従って、同条但書は、根本的な欠陥があり、建替えるしか方法がないような重大な瑕疵までは想定していないから、原則に戻って同条本文又は民法634条の適用を肯定すべきである。

2. 以上より、本件プラントは生産した肥料の出荷すら困難な状態となったのであるから、重大な瑕疵があると言える。従って、民法635条但書の適用は認められず、Y社はX社に対して建替えに要する費用相当額の損害賠償請求ができる。

以上

共通問題第2問

設問(1)

1.内部統制システムとは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を意味する。大会社及び委員会設置会社は、会社法上、内部統制システム構築の基本方針について決定する義務を負う(会社法348条4項・362条5項・416条2項)。

X社は資本金30億円であり、会社法上の大会社に当たるので、内部統制システム構築の基本方針について決定する義務を負う。

2.そして、この基本方針については、取締役会設置会社においては、必ず取締役会で決定しなければならない(会社法362条4項6号)。X社は公開会社であり、会社法上、公開会社は必ず取締役会を設置しなければならないので、X社は取締役会設置会社である。従って、X社は取締役会において内部統制システム構築の基本方針について決定する義務を負う。

3.取締役会設置会社における内部統制システム整備項目は以下のとおりである(会社法施行規則100条)。

- ① 取締役および使用人の法令・定款遵守(コンプライアンス)
- ② 職務執行に係る情報の保存・管理
- ③ リスク管理
- ④ 取締役の職務執行の効率性確保
- ⑤ グループにおける業務の適正

しかるに本件では、具体的な構築については、取締役会においてAに委ねられており、A直轄の法務部が内部統制システムの構築業務を担当し、各部署の協力の下、各種規程や基準が整備されている。X社の取締役会で、内部統制システム構築の基本方針について決定したとは言えない。従って、取締役会においてAに委ねる旨の取締役会決議は会社法に違反し、無効であると解する。

設問(2)①

1.取締役は会社とは委任あるいは準委任関係にある(会社法330条)。従って、取締役は、会社に対して善管注意義務(民法644条)を負うほか、会社法上忠実義務(同法355条)などの義務を負っている。また、取締役は取締役会を構成する一員として、代表取締役その他の業務執行取締役の業務執行を監視・監督する義務を負うほか(同法362条2項2号)、取締役会決議による内部統制システムを構築する義務を負う(同法362条4項6号)。

しかし、一方で、実務上、経営判断の原則が定着している。経営判断の原則とは、取締役が合理的かつ誠実に行った経営判断の結果については、取締役と

しての注意義務違反を問われないという原則をいう。この原則においては、①取締役の経営上の判断は必要な情報を集めた上で慎重に検討されたものであること、②企業人の経験と識見に基づき合理的な計算により判断されたものであり、合理的な根拠を有すること、③経営判断の対象は、当該取締役が利害関係を有し、会社の利益に反する結果となるものではないこと、④当該判断が、法令・定款違反の結果を引き起こすものではないこと等が重要な判断材料とされている。

本件では、Cの主導で架空取引が行われており、Bは部下であるCを監督する義務がある。ところが、Bは、Cを真面目で忠誠心も高い管理職として高く評価しており、Cが不正な取引に関与するとは思えなかったため、Cの説明をそのまま信用しており、上記の経営判断の原則に照らしても、Bには善管注意義務・忠実義務違反が認められる可能性が高い。

2.そして、本件では、X社は、本件架空取引の停止によって、8億円の特別損失を計上することとなったのであるから、会社に損害が発生している。取締役がその任務を怠り、会社に損害を与えた場合には、その取締役は会社に対して損害賠償責任を負う(同法423条)。従って、Bは、会社法423条に基づいて、会社に対して損害賠償責任を負う。また、株主代表訴訟の対象となる可能性がある(同法847条)。

設問(2)②

1.Aは法務部に対し、直ちに本件架空取引の詳細とその原因に関する調査(以下、「本件調査」という)を行うよう命じたのであるから、Aは本件架空取引には直接には関与していない。しかし、代表取締役も取締役の一人であり、代表取締役その他の業務執行取締役の業務執行を監視・監督する義務を負うほか(同法362条2項2号)、内部統制システムを構築する義務を負う(同法362条4項6号)。そして、内部統制システム構築義務に違反した場合は、内部統制システムが全く構築されなかった場合はもちろん、一応は構築されているが、実質的に機能していない場合も含まれる。

2.本件では、①新規取引に際しては、支払サイトの決定や契約書作成の要否などは、担当者とその直属の上司の裁量と判断に任されていたこと、②取引先との癒着が本件架空取引の間接的な原因の1つであると考えられたこと、③過大な販売目標が策定されるため、営業職の従業員が無理をせざるを得ない環境にあったこと、④監査部の作成した取引監査基準が、周知徹底はされておらず、営業部内でもその遵守が促進されていなかったこと、⑤取引監査基準の形式的な適用だけでは、本件架空取引のような巧妙な不正は発見し難いとの意見もあったこと等に鑑みると、実質的に内部統制システムが機能していないと言える。

従って、Aには内部統制システム構築義務違反が認められ、Bと同様の責任を負う。

3.また、本件のように、責任を負う取締役が複数いる場合、これらの者は連帯債務者とされる(同法430条)。

設問 (3)

1.架空取引の原因として考えられるのは過度な売上至上主義である。まず、この点を改める必要がある。

2.早期発見に努める。

架空取引は2社あるいは3社間の取引からスタートする場合が多い。その後、仲介業者を複数関わらせることにより追跡調査が不可能なようにする場合も多いので早期発見が可能な体制を整える必要がある。

3.取引担当者の裁量をある程度制限し、上長の監督のもとに行う体制を整える。

4.取引監査基準を実効性があるものに改める。また、社内において取引監査基準の周知徹底を図る。

5.コンプライアンス研修を強制参加の形に改め、社内のコンプライアンス意識を高める。

以上